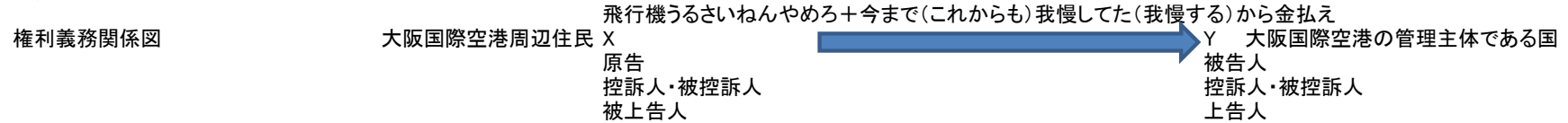


## 将来の給付の訴えの要件

報告者・2年生・〇〇くん

### I 事実の概要



### II 判決

審級	説明	審級	請求の趣旨 請求の原因
訴え	説明: オレンジ色	訴え 将来給付の訴え	住民xらが、国に対して将来給付の訴えを提起した。 Xらは、騒音被害を訴えて、過去と将来の損害賠償を求めている。
第一審	説明: 緑色	第一審	一部認容 大阪国際空港を、午後一〇時から翌日午前七時までの間航空機の発着に使用させることは、原告らの睡眠の確保に重大な支障を来たすものであるから、被告は緊急その他やむを得ない場合を除いて右時間帯に航空機を発着させてはならないが、午後一〇時までの時間帯の差止請求は、本件空港が内外の航空輸送上果している重要な役割等から判断してこれを認めることはできない。
控訴審	説明: 黄色	控訴審	被告は別紙二の第一ないし第四表記載の原告らのために、大阪国際空港を毎日午後九時から翌日午前七時までの間、緊急やむをえない場合を除き、航空機の離着陸に使用させてはならない。
上告審	説明: 青色	上告審	現在不法行為が行われており、同一態様の行為が将来も継続することが予想されても、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点においてはじめてこれを認定することができ、かつ、右権利の成立要件の具備については債権者がこれを立証すべきものと考えられる場合には、かかる将来の損害賠償請求権は、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格性を有しない。

### II 学説

### IV 私見

参考文献 高橋宏志『民事訴訟法 判例百選 第4版』(有斐閣、2010年)